

第19回国土管理専門委員会の主な御意見

第19回国土管理専門委員会での委員からの主な御意見

議事（1）人口減少下の国土管理の課題と管理の在り方（案）

NO.	要旨
1	（中村委員）2050年のカーボンニュートラルの達成は、今までと違うことをやらなければ実現できないため、もう少し強く記載するとともに、太陽光パネルや風力発電施設などカーボンニュートラルを巡った土地利用・管理の問題を記載すべき。また、気候変動について、緩和策だけでなく、国土管理に結びつく適応策について記載すべき。
2	（広田委員）時代背景として、人口減少と国土利用・管理の課題は中山間地域以外についても記述すべき。
3	（広田委員）SDGsも踏まえ、時代背景に多様性と協働を位置づけるべきである。具体的な土地利用・管理だけでなく、そもそも管理の在り方を考えるところから多様な主体が参画することが大事。こうしたことを行政だけが考える時代ではない。
4	（大原委員）国際的な動向としてSDGsや「仙台防災枠組」についても記載すべき。また、気候変動について、「日本の気候変動2020」（気象庁）の内容を踏まえ、日本における影響を記述すべき。
5	（瀬田委員）地域管理構想を検討するにあたっての前提として、地域の人々や国民の関心が重要であり、時代背景として、国民全体として国土利用・管理に対する関心を高めるということを記述すべき。
6	（浅見委員）国土管理には所有者情報を把握することや、地籍調査など土地そのものの情報も重要である。また、税制なども含め、国土管理に当たっての適正な負担についても考える必要がある。
7	（浅見委員）国土の機能として居住の場としての機能について記載する必要はないか。
8	（瀬田委員）工場などの産業をどう位置づけるか、また、工場跡地の転換やブラウンフィールドの問題についても記載の必要があるのではないか。 →（中出委員長）閉鎖されたゴルフ場やスキー場等についても類似した課題があり、自治体にとって跡地の利用がなされずに問題となっているため、考え方を示すとよい。
9	（中村委員）地域管理構想の策定など、自治体だけで行っていくのは極めて難しいという印象。自治体をサポートする中間支援的な組織が必要であり、都道府県がこうした役割を考えるべき。

第19回国土管理専門委員会での委員からの主な御意見

議事（1）人口減少下の国土管理の課題と管理の在り方（案）

NO.	要旨
10	（中村委員）森林環境税については、広く国民から徴収し、管理に利用していくものなので、記載しておく必要がある。また、カーボンニュートラルの動きを踏まえても、国土の機能として炭素の吸収・固定の機能について記載しておく必要がある。
11	（中村委員）災害復旧は原形復旧が原則であるという考え方からなかなか変わっていない。原形復旧ではなく、未来に向けて気候変動への対応も含めて国土管理を考えなければならないことを記載すべき。
12	（一ノ瀬委員）環境保全機能や防災・減災といった機能は比較的スケールが大きく、個々の集落の景観形成などは小さいスケールになるように、機能ごとのスケール感は違う。国、都道府県、市町村の役割分担につながってくるものなので整理をする必要があるのではないか。
13	（土屋委員）日本の自然は、里山から、奥山の自然維持地域まで連続していることから、環境保全機能などは里山のことだけでなく自然維持地域も含めて記載すべき。
14	（土屋委員）これからの国土管理を考えると多様な担い手が必要で、多就労の比較若い方々が様々な形で関わるというのは非常に重要であるため、小規模に森林の整備に関わっているような自伐型林業について言及すべき。また、新しいレクリエーションの形としてトレイルランニングやマウンテンバイクといった活動をするグループが地域の地域資源の管理に貢献する動きが見られるようになってきている。
15	（飯島委員）ここで示している管理の在り方が自治体にとって過剰負担のおそれはないか。都道府県、市町村ごとに、取り組む内容についてメリハリをつける余地があるよう配慮する必要がある。
16	（山野目委員）地域福利推進事業については、今後見直しの措置を講ずることになる。今後関連部局と連携してこうした施策が充実されるようにしていただきたい。

第19回国土管理専門委員会での委員からの主な御意見

議事（2）都道府県管理構想について

NO.	要旨
1	（一ノ瀬委員）都道府県境を超える広域的な視点についても考慮する必要がある。都道府県の管理構想においても、流域管理や環境保全の観点から隣接する都道府県を調整する必要がある。
2	（浅見委員）都道府県単位ではなくても、ある地域で県境を越えて固い結びつきがあるような場合もあり、そうした単位で取り組むということについても考えられるのではないかと。
3	（山野目委員）北海道で考えた場合、道としての管理構想が広域地方計画のようなスケールになり、また、管理構想での都道府県の役割としているものが総合振興局のスケールになる。市町村の管理構想のバックアップを総合振興局が行うことが有益であると考えられる。 →（中出委員長）管理構想を段階的にマネジメントすることについて考える必要がある。
4	（土屋委員）都道府県県の出先機関では管轄内の市町村がどう考えているかというのは理解していると思う。管理構想において、出先機関の中で横串を刺せるような場をつくって考えてもらうような仕組みが必要。
5	（広田委員）都道府県において管理構想策定にモチベーションがあるとすれば農林部局や出先機関であり、策定主体として企画部門だけでないバリエーションや、関係者が集まったプランニングセクターのような考え方ができるとよいのではないかと。
6	（瀬田委員）市町村の管理構想ができているかとか、あるいは各市町村でどれくらいの面積割合でできているかといったようなことを、今後記載していく必要があるかと思う。

第19回国土管理専門委員会での委員からの主な御意見

議事（3）管理構想に関する国・都道府県・市町村の役割分担

NO.	要旨
1	（広田委員）地図や航空写真といった、土地利用の履歴が分かる空間情報も入れ込むといいのではないかと。
2	（中村委員）データを提供した結果に対するフィードバックについても考えるべき。市町村、都道府県レベルの管理構想をどれだけの自治体が計画を作ったかを把握し、また、その実績が上がらない時には、その理由を考え、役割分担を見直す必要がある。
3	（浅見委員）各市町村が都道府県や全国としてどういう位置づけにあるかということは、都道府県のほうが情報を持っているということもある。都道府県が土地利用に関する情報を市町村に対して提供していくということも考えられる。
4	（大原委員）地域レベルや集落レベルで議論しようとする、空間スケールが大きすぎて、統計データなどだと集落で議論するにはあんまり使えないという場合がある。データ整備に際しては、空間スケールがどのくらいなのか示した方がよい。

議事（3）地域管理構想の策定に関わることが想定される主体と求められる役割

NO.	要旨
1	（広田委員）重要なのは、こうした主体に働きかけて話合いの場をつくるコーディネーターを誰がするのか。コーディネーター役を担う一つとして市町村があるが、市町村にはそれだけのマンパワーや問題意識、技術を持っている人がいるとは限らないため、中間支援的な主体を挟んだり、県の地方振興局といった機関が関わることも必要。
2	（中村委員）色々な人材がいればこうした取組ができるということではない。中間支援的な組織を育成していくシステムを国なりが作っていく必要があるのではないかと。
3	（土屋委員）さまざまな主体があるということだけでなく、そういう主体をどう巻き込んでいくのか整理することが参考になるのではないかと。